

船舶インシデント調査報告書

令和4年7月6日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年1月16日 16時00分ごろ
発生場所	千葉県銚子市犬吠埼南方沖 犬吠埼灯台から真方位189° 11.0海里付近 （概位 北緯35° 31.6′ 東経140° 50.0′）
インシデントの概要	プレジャーボートゆかり丸は、漂泊中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年2月9日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート ゆかり丸、5トン未満（長さ6.34m） 231-14631茨城、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力84.60kW、回転数毎分6,000、4気筒、ボア79.0mm、使用燃料ガソリン、平成7年4月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 2.1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏 日没時刻：16時48分ごろ
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、銚子市所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）を出航し、犬吠埼南方沖で漂泊して釣りを行った後、帰航しようとしたが、セルモータが回らず、船外機が始動できなかった。</p> <p>船長は、船外機が始動を繰り返し試みたが始動できず、航行不能と判断して本件マリーナに連絡しようとしたが、圏外で通話ができなかった。</p> <p>船長は、日没が近く、次第に風が強まり、気が動転してバッテリー等を点検することが思い浮かばなかった。</p> <p>本件マリーナは、本船が帰港予定時刻を過ぎても戻らず、船長の携帯電話に連絡したところ、電話が繋がらないので、海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、船長が、航行中の漁船群を認め、信号紅炎を点けて救助を求めたところ、同群の漁船に発見されて銚子市外川漁港にえい航された。</p> <p>本船は、本インシデント後、本件マリーナ整備担当者の点検によ</p>

	<p>り、バッテリーと船外機間の給電用電線（以下「本件電線」という。）が老朽化によって断線していることが判明し、同電線が交換されて復旧した。</p> <p>船長は、本船を本インシデントの約8年前に購入して以来、1か月に1回程度出航していたが、今まで不具合が発生したことがなかったため、本件電線の点検を実施したことがなかった。</p> <p>本船は、購入以前の本件電線の点検整備時期が不明であった。</p>
分析	<p>本船は、船長が本船を約8年前に購入して以来、本件電線の点検が実施されていない中、漂泊中、本件電線が老朽化によって断線したことから、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、船長が本船を約8年前に購入して以来、本件電線の点検が実施されていない中、本船が漂泊中、本件電線が老朽化によって断線したため、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶所有者は、船外機等の電気系統の点検を業者に依頼し、必要であれば電線等の交換を行うこと。